

# 静岡県が実施する「令和7年度建築工事事務事故防止重点対策」

交通基盤部が発注した建築工事で令和6年度に、労働災害及び公衆災害(物損)が合わせて9件発生した。令和5年度に8件発生しており、高止まりの状態である。災害発生の根底には、高齢者の筋力低下を考慮しない施工計画、若年・外国人への指導不足、経験者の警戒心の希薄化があり、個別の対策の他に作業員に対する安全教育の改善が求められている。

こうした状況から、本年度に県が発注する建築工事における安全対策の重点項目を以下のとおり定め、現場での更なる周知徹底を図るとともに、安全パトロールを強化するなど、発注者と受注者が一体となって取り組み、これらの災害発生を0件とすることを目指す。

## 1 労働災害の防止

### ・適切な作業手順の順守・徹底

当該作業に適した重機や工具を選定し、施工計画書等に記載された作業手順を順守させるだけでなく、適切な作業姿勢により行うよう作業員に徹底させること。

### ・作業員の転倒・墜落防止対策

手摺等の転落防止を設置し、安全な移動経路の設定を行い、作業員に高所作業における墜落制止用器具の着用、指差確認による足元の安全性チェックを徹底させること。

さらに、可搬式作業台や脚立足場上で作業をさせる場合には、事前に適正使用に関する教育を十分に行うと共に、複数の作業員や補助者を配置するなどの安全対策を図ること。

### ・玉掛作業時の挟まれ等の事故防止対策

作業員の役割・手順の明確化と作業合図による安全作業の徹底、吊上げ金具や玉掛ロープの点検実施、安全靴・手袋等の補助用具の配備と適正な使用を指導すること。

特に既存施設と近接した場所等で揚重作業を行う場合、作業に必要な空間を十分に確保することや、現場への出入時に工事車両は第三者等の通行等に十分に気をつける等の安全対策を図ること。

## 2 公衆災害の防止

### ・地下埋設物・躯体埋込み配管等損傷防止対策

『地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル(営繕版)(中部地方整備局営繕部平成28年8月1日)』や『静岡県 地下埋設物の事故防止マニュアル(静岡県交通基盤部 令和4年11月1日)』に基づく事前情報の確認と管理者との現地立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性の高い場合は、手掘りを併用するなど慎重な掘削作業を徹底すること。

### ・既存施設や工事対象物への接触防止対策

工事現場内や搬出入口など、重機の移動や資材等搬出入用車両などを通行させる際に、既存施設や工事対象物へ重機等が接触する恐れがある場合には、事前調査を十分に行うとともに、誘導員の配置や必要な養生等を行うなどの対策をすること。

### ・仮設物等の転倒・飛散防止対策

足場等の仮設物や資材等が強風などで転倒又は飛散し、既存施設や工事対象物を損傷、汚損させることがないように、仮設物等の固定状況の確認や飛散防止対策を徹底すること。